

沖縄県公報

定期発行日 毎週火・金曜日

当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。

目 次

条 例
○沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例(防
災危機管理課)
\odot 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例(行政管理課) · · · · · · · · · · 7
○沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(行政管理課)・・・・・・・・・・・7
\odot 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(財政課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(総合情報政策
課)
○沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する
条例(市町村課)20
\odot 沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例(環境政策課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○沖縄県環境保全基金条例の一部を改正する条例(環境再生課)23
○沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(高齢者福祉介護課)24
○沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例(高齢者福祉介護課)42
○沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(高齢者福
祉介護課)43
○沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(高齢
者福祉介護課)44
○沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(高齢者福
祉介護課)45
○沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する
条例(高齢者福祉介護課)46
○沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例(高齢者福祉介護課)47
○沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例(高齢者福祉介護課)48
○沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正
する条例(高齢者福祉介護課)49
○沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(高齢者
福祉介護課)
○沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例(高
齢者福祉介護課)61

公布された条例のあらまし

- 〇 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例 (条例第 4 号)
 - 1 貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の手数料の額を改めることとした。(別表関係)

- 2 貯蔵所の設置の許可に係る完成検査前検査に関する事務の手数料の額を改めることとした。(別表関係)
- 3 危険物取扱者試験の実施に関する事務の手数料の額を改めることとした。(別表関係)
- 4 危険物取扱者免状の交付及び再交付に関する事務の手数料の額を改めることとした。(別表関係)
- 5 特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査に関する事務の手数料の額を改めることとした。(別表関係)
- 6 消防設備士試験の実施に関する事務の手数料の額を改めることとした。(別表関係)
- 7 消防設備士免状の交付及び再交付に関する事務の手数料の額を改めることとした。(別表関係)
- 8 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、3、4、6及び7は、同年5月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 9 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。 (附則第2項及び第3項)

○ 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第5号)

- 1 病院事業局の職員の定数「2,964人」を「3,120人」に改めることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第6号)

- 1 那覇市に移譲している病院の開設の許可、病床種別の変更の許可等に係る事務について、県が処理することとした。(第2条関係)
- 2 水道法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、市町村が処理することとした。(第2条関係)
- 3 農地法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、市町村が処理することとした。(第2条関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。(第2条関係)
- 5 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。 (附則第1項)
- 6 この条例の施行に伴い、必要な経過措置を定めることとした。 (附則第2項から第5項まで)

○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(条例第7号)

- 1 工業技術センターが保有する加熱乾燥式水分計ほか12機器について使用料の徴収根拠を定め、ジョークラッシャーほか6機器について使用料の額を改め、及び万能フライス盤ほか13機器について使用料を廃止することとした。(別表第1関係)
- 2 工業技術センターが行う食品試験に係る手数料の加算額を定め、及び発光分光装置による定性分析ほか12 件の手数料を廃止するとともに、畜産研究センターが行う定量分析に係る手数料の額を改めることとした。 (別表第2関係)
- 3 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査等に係る手数料の徴収根拠を定めることとした。(別表第3関係)
- 4 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査等に係る手数料の徴収根拠 を定めることとした。(別表第3関係)
- 5 医療機器又は体外診断用医薬品の承認申請時適合性調査申請手数料を廃止することとした。(別表第3関係)
- 6 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、破砕業変更許可申請手数料等 の額を改めることとした。(別表第3関係)
- 7 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。 (附則第1項)
- 8 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(条例第8号)

- 1 個人番号を必要な限度で利用できる事務に、ウイルス性肝炎の患者に対する治療のための医療費の助成に 関する事務を加えることとした。(別表第1関係)
- 2 県の他の機関に特定個人情報を提供できる場合を定める規定を整理することとした。(別表第3関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第9号)

- 1 沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を引き上げることとした。 (第5条、第10条及び第14条関係)
- 2 沖縄県議会議員の選挙において、選挙運動用ビラの作成に係る費用を公費負担する根拠を定めることとした。(第2条、第8条、第10条及び第11条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成31年3月1日から施行することとし

た。(附則第1項)

4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項及び第3項)

○ 沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例(条例第10号)

- 1 一定規模以上の土地の造成を伴う事業について、この条例の規定を適用することとした。(第2条関係)
- 2 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染についても環境影響評価を行うこととした。 (第60条関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。(第4条、第29条及び第49条関係)
- 4 この条例は、平成30年10月1日から施行することとした。ただし、3は、公布の日から施行することとした。 (附則第1項)
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。 (附則第2項から第6項まで)

〇 沖縄県環境保全基金条例の一部を改正する条例(条例第11号)

- 1 基金の処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとすることとした。 (第2条関係)
- 2 基金は、地域環境保全活動に関する事業等に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができることとした。(第6条関係)
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(条例第12号)

- 1 この条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 用語の定義について定めることとした。(第2条関係)
- 3 基本方針について定めることとした。(第3条関係)
- 4 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めることとした。 (第4条から第54条まで関係)
- 5 規則への委任について定めることとした。(第55条関係)
- 6 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例(条例第13号)

- 1 指定居宅介護支援事業者指定申請手数料及び指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料を廃止し、介護 医療院開設許可申請手数料及び介護医療院開設許可更新申請手数料の徴収根拠を定めることとした。(別表 関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。 (別表関係)
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第14号)

- 1 新たな介護保険施設として介護医療院が創設されることに伴い、関係規定を整理することした。(第13条 関係)
- 2 身体的拘束等の適正化を図るための措置に関する規定を定めることとした。(第17条関係)
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則)

沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第15号)

- 1 運営規程で定めなければならない事項に、緊急時等における対応方法を加えることとした。 (第8条及び 第35条関係)
- 2 新たな介護保険施設として介護医療院が創設されることに伴い、関係規定を整理することとした。 (第13条及び第45条関係)
- 3 身体的拘束等の適正化を図るための措置に関する規定を定めることとした。(第16条及び第37条関係)
- 4 入所者の病状の急変等に備えるための対応方針の作成に関する規定を定めることとした。(第23条の2関係)
- 5 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則)

沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第16号)

1 新たな介護保険施設として介護医療院が創設されることに伴い、関係規定を整理することした。 (第12条 関係)

- 2 身体的拘束等の適正化を図るための措置に関する規定を定めることとした。(第18条関係)
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。 (附則)

〇 沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第17号)

- 1 新たな介護保険施設として介護医療院が創設されることに伴い、関係規定を整理することとした。(第9 条関係)
- 2 身体的拘束等の適正化を図るための措置に関する規定を定めることとした。(第16条及び第47条関係)
- 3 入所者の病状の急変等に備えるための対応方針の作成に関する規定を定めることとした。(第25条の2関係)
- 4 運営規程で定めなければならない事項に、緊急時等における対応方法を加えることとした。 (第29条及び 第51条関係)
- 5 その他所要の改正を行うこととした。(第7条、第14条及び第54条関係)
- 6 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則)

〇 沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (条例第18号)

- 1 新たな介護保険施設として介護医療院が創設されることに伴い、関係規定を整理することとした。(第4 条、第5条及び第45条関係)
- 2 身体的拘束等の適正化を図るための措置に関する規定を定めることとした。(第16条及び第47条関係)
- 3 病院等の一般病床等の転換を行って介護老人保健施設を開設しようとする場合における当該転換に係る建物の構造設備の基準の特例が適用される期間を平成36年3月31日まで延長することとした。(附則第2項関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。 (第7条、第14条及び第54条関係)
- 5 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。 (附則)

O 沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第19号)

- 1 身体的拘束等の適正化を図るための措置に関する規定を定めることとした。(第16条及び第45条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(第7条、第14条及び第52条関係)
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (条例第20号)

- 1 指定訪問介護事業者が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又はサービス利用者に対して、不当な働きかけを行ってはならないことを定めることとした。(第36条の2関係)
- 2 障害福祉サービスの事業所が介護保険の訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護の指定を受ける場合の 基準を定めることとした。(第42条の2、第42条の3、第114条、第115条、第181条の2及び第181条の3関 係)
- 3 指定訪問リハビリテーション事業所に置くべき従業者に医師を加えることとした。 (第81条関係)
- 4 新たな介護保険施設が創設されることに伴い、関係規定を整理することとした。 (第82条、第138条、第 150条、第190条から第192条まで、第202条、第207条及び第215条関係)
- 5 看護職員による指定居宅療養管理指導を廃止することとした。(第90条から第92条まで及び第95条関係)
- 6 指定居宅療養管理指導事業者が運営規程に定めておかなければならない事項に通常の事業の実施地域を加 えることとした。 (第96条関係)
- 7 指定通所リハビリテーション事業所の管理者が管理の代行をさせることができる者に言語聴覚士を加えることとした。(第142条関係)
- 8 指定特定施設入居者生活介護事業者の身体的拘束等の適正化を図るための措置に関する規定を定めること とした。(第226条関係)
- 9 福祉用具専門相談員が、利用者に対し、貸与しようとする商品の全国平均貸与価格を説明すること、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示すること等を義務付けることとした。 (第255条及び第256条関係)
- 10 介護療養型医療施設又は医療療養病床から指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設へ転換する場合について、従業者の配置の基準及び設備の基準の特例を定めることとした。(附則第17項及び第18項関係)

- 11 その他所要の改正を行うこととした。(目次並びに第1条、第2条、第11条、第14条、第15条、第59条、 第63条、第65条、第69条、第79条、第113条、第116条から第131条まで、第135条、第153条、第168条、第188 条、第215条、第237条、第238条、第248条、第263条、第265条及び第276条関係)
- 12 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、9の一部は、同年10月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 13 この条例の施行に伴い、必要な経過措置を定めることとした。 (附則第2項)
- 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第21号)
 - 1 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所に置くべき従業者に医師を加えることとした。 (第80条関係)
 - 2 新たな介護保険施設が創設されることに伴い、関係規定を整理することとした。 (第81条、第119条、第132条、第174条から第176条まで、第180条、第192条及び第196条関係)
 - 3 看護職員による指定介護予防居宅療養管理指導を廃止することとした。 (第88条から第90条まで及び第96 条関係)
 - 4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が運営規程に定めておかなければならない事項に通常の事業の実施地域を加えることとした。 (第92条関係)
 - 5 障害福祉サービスの事業所が介護保険の介護予防短期入所生活介護の指定を受ける場合の基準を定めることとした。(第165条の2及び第165条の3関係)
 - 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の身体的拘束等の適正化を図るための措置に関する規定を定めることとした。(第212条関係)
 - 7 福祉用具専門相談員が、利用者に対し、貸与しようとする商品の全国平均貸与価格を説明すること、機能 や価格帯の異なる複数の商品を提示すること等を義務付けることとした。(第251条及び第252条関係)
 - 8 介護療養型医療施設又は医療療養病床から介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型 指定介護予防特定施設へ転換する場合について、従業者の配置の基準及び設備の基準の特例を定めることと した。 (附則第15項及び第16項関係)
 - 9 その他所要の改正を行うこととした。(目次並びに第1条、第2条及び第196条関係)
 - 10 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、7の一部は、同年10月1日から施行することとした。(附則第1項)
 - 11 この条例の施行に伴い、必要な経過措置を定めることとした。 (附則第2項)
- 〇 沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例(条例第22 号)
 - 1 沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例は、廃止することとした。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。 (附則)

沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第4号

沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料 条例の一部を改正する条例 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例(平成12年沖縄県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表2の項中「530,000円」を「570,000円」に、「830,000円」を「880,000円」に、 「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420. 000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」 を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,49 0,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000 円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、 「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570. 000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「5,750,000円」 を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10, 900,000円」に改め、同表14の項中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を 「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」 に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1, 820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000 円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,00 0円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」 に、「3、320、000円」を「3、430、000円」に、「4、060、000円」を「4、190、000円」に、「4、 650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000 円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表16の項中 「5,000円」を「6,500円」に、「3,400円」を「4,500円」に、「2,700円」を「3,600円」 に改め、同表17の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表19の項中「1,800円」を 「1,900円」に改め、同表21の項中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を 「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」 に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3, 620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000 円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を 「4,830,000円」に改め、同表22の項中「5,000円」を「5,700円」に、「3,400円」を「3, 800円」に改め、同表23の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表25の項中「1,800 円」を「1,900円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表16の項、17の項、19の項、22の項、23の項及び25の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表 2 の項、14の項及び21の項の規定は、この条例の施行の 日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、な お従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表16の項、17の項、19の項、22の項、23の項及び25の項の 規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に申請を受理したものから 適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第5号

沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県職員定数条例(昭和47年沖縄県条例第51号)の一部を次のように改正する。 第2条中「2,964人」を「3,120人」に、「8,431人」を「8,587人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第6号

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例(平成12年沖縄県条例第4号)の一部を次のよう に改正する。

第2条の表中24の項を削り、23の項を24の項とし、13の項から22の項までを1項ずつ繰 り下げ、12の項の次に次のように加える。

- 13 保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386 | 那覇市 渡嘉敷村 渡名喜 号。以下この項において「政令」という。) に基づ|村 南大東村 伊平屋村 く事務のうち、次に掲げるもの
 - (1) 政令第1条の3第1項の規定による保健師免 許、助産師免許又は看護師免許の申請の受理及び 知事への送付に関する事務
 - (2) 政令第1条の3第2項の規定による准看護師免 許の申請の受理及び知事への送付に関する事務
 - (3) 政令第3条第1項の規定による保健師籍又は看 護師籍の訂正の申請の受理及び知事への送付に関 する事務
 - (4) 政令第3条第2項の規定による助産師籍の訂正 の申請の受理及び知事への送付に関する事務
 - (5) 政令第3条第3項の規定による准看護師籍の訂 正の申請の受理及び知事への送付に関する事務
 - (6) 政令第4条第1項の規定による保健師籍、助産 師籍又は看護師籍の登録の抹消の申請の受理及び 知事への送付に関する事務
 - (7) 政令第4条第2項の規定による准看護師籍の登 録の抹消の申請の受理及び知事への送付に関する 事務
 - (8) 政令第5条第1項の規定による保健師籍、助産 師籍、看護師籍又は准看護師籍の登録の抹消の申 請の受理及び知事への送付に関する事務
 - (9) 政令第6条第1項の規定による保健師、助産師 又は看護師の免許証の書換交付の申請の受理及び 知事への送付に関する事務
 - 10 政令第6条第2項の規定による准看護師の免許 証の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関

伊是名村 竹富町

する事務

- (11) 政令第7条第1項の規定による保健師、助産師 又は看護師の免許証の再交付の申請の受理及び知 事への送付に関する事務
- (12) 政令第7条第2項の規定による准看護師の免許 証の再交付の申請の受理及び知事への送付に関す る事務
- (13) 政令第7条第5項の規定により返納される保健 師、助産師若しくは看護師又は准看護師の免許証 の受理及び知事への送付に関する事務
- 山 政令第8条第1項の規定により返納される保健 師、助産師又は看護師の免許証の受理及び知事へ の送付に関する事務
- 15 政令第8条第2項の規定により返納される准看 護師の免許証の受理及び知事への送付に関する事 務
- (16) 政令第8条第3項の規定により返納される保健 師、助産師又は看護師の免許証の受理及び知事へ の送付に関する事務
- (17) 政令第8条第4項の規定により返納される准看 護師の免許証の受理及び知事への送付に関する事 務

第2条の表25の項中(2)を削り、同項(3)中「(移転等に係る病院の開設の許可を除 く。)」を削り、同項中(3)を(2)とし、同項(4)中「法第30条の11の規定による勧告に係る」 を削り、「勧告に係る病院の病床の種別等の変更の許可」を「病院の病床の種別等の変更 の許可」に改め、同項中(4)を(3)とし、同項(5)中「勧告に係る」を削り、同項中(5)を(4)と し、同項(6)中「許可(」の次に「診療所の病床の種別の変更及び」を加え、「もの」を 「診療所の病床数の変更の許可(以下この項において「診療所の病床の種別等の変更の許 可」という。) 」に改め、同項中(6)を(5)とし、同項(7)中「既存の病床数の増加を伴うも の」を「診療所の病床の種別等の変更の許可」に改め、同項中(7)を(6)とし、(8)から(4)まで を(7)から(13)までとし、同項中(15)を削り、(16)を(14)とし、(17)を(15)とし、その次に次のように加 える。

(16) 政令第3条の3の規定による診療所の病床の設置の届出の受理に関する事務 第2条の表25の項中個を切とし、その次に次のように加える。

(18) 政令第4条第2項の規定による診療所の病床数その他厚生労働省令で定める事項の 変更の届出の受理に関する事務

第2条の表中33の項を削り、同表32の項中(0)を(1)とし、同項(9)中「専用水道」の次に 「又は簡易専用水道」を加え、同項中(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 法第36条第3項の規定による簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置 を採るべき旨の指示に関する事務

第2条の表32の項に次のように加える。

(12) 法第39条第3項の規定による簡易専用水道の管理者からの報告の徴収又は立入検査 に関する事務

第2条の表32の項中「伊江村」を「宜野座村 伊江村」に改め、同項を同表33の項と し、同表中28の項から31の項までを1項ずつ繰り下げ、同表27の項の次に次のように加え る。

- 28 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成|那覇市 6年法律第117号。以下この項において「法」とい う。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの
 - (1) 法第7条の規定による健康診断の実施に関する 事務
 - (2) 法第8条の規定による健康診断に関する記録の 作成及び保存に関する事務
 - (3) 法第9条の規定による健康診断を受けた者に対 する必要な指導に関する事務

第2条の表中37の項を削り、同表38の項中「南城市」を「うるま市 南城市」に改め、 同項を同表37の項とし、同表中39の項から58の項までを1項ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の第2条の表25の項左欄に掲げる事務、同表33の項左欄に 掲げる事務及び同表37の項左欄に掲げる事務に係る法令(以下「法令」という。)の規 定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の

施行の日(以下「施行日」という。)以後においてはそれぞれ改正後の第2条の表25の項右欄に掲げる市町村の長、同表33の項右欄に掲げる市町村の長又は同表37の項右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第2条の表25の項右欄に掲げる市町村の長、同表33の項右欄に掲げる市町村の長又は同表37の項右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際改正前の第2条の表25の項左欄に掲げる事務に係る医療法(昭和23年法律第205号)、医療法施行令(昭和23年政令第326号)及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)(以下「医療法等」という。)の規定により那覇市の長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における医療法等の適用については、知事がした処分その他の行為とみなす。
- 5 施行日前に医療法等の規定により那覇市の長に対してなされた申請その他の行為で、 施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行 日以後における医療法等の適用については、知事に対してなされた申請その他の行為と みなす。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第7号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例(昭和47年沖縄県条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表第1工業技術センター使用料の項中

十八30千3月30		Δ'	∓IX			(571/13/5)
320円 550円			120円 430円	を 	180円 に430円	•
	万能フライス盤 立フライス盤 発光分光分析装置 塩水噴霧試験装置 金属顕微鏡 マシニングセンター		同同同同同同	580円 810円 4, 200円 320円 310円 2, 610円		を
	立フライス盤 塩水噴霧試験装置 マシニングセンター		同同同	810円 320円 2, 610円		IZ.
340円 390円	を 210円 390円					
	マイクロプレートリーインキュベーター 脂肪抽出装置一式 蛍光光度計 オートクレーブ	ダー	同同同同同	360円 390円 670円 500円 220円		を し
	インキュベーター オートクレーブ		同同	390円 220円		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
「3, 150円」を	を「1,960円」に、					
	EPMA ブラストマシン 化学発光測定装置 顕微FT-IR測定装 自動ボンベ熱量計	置	同同同同同	10, 080円 210円 2, 320円 2, 300円 640円		を

平成30年3月30日	金曜日 公	報		(号外第9号)
	CHNコーダー	同	1,510円	
[· ·			ı
	ブラストマシン	同	210円	
	顕微FT-IR測定装置	同	1,230円	に、
	CHNコーダー	同	1,510円	
	[[] [] [] [] [] [] [] [] [] [1 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	']
「830円」を	「400円」に、			
	フィルタープレス	同	570円	يد ا
	自動製麹装置	同	2, 380円	を
				, I [,]
· [
	自動製麹装置	同	2,380円	に、
Γ. ·	1			
	高周波プラズマ発光分析装置	同	4, 240円	を
	ふるい	同	460円	
			4000	K.
	ふるい	同	460円	1
Γ		 I		
	アーク溶射装置	同	1,090円	を
	旋盤	同	790円	
				']
	 旋盤	同	790円	に、
ef ₁				I
	急速冷凍庫	同	380円	を
	デジタルマイクロスコープ	同	460円	
Γ,		1		J
	デジタルマイクロスコープ	同	330円	に、
		l,		l l
) - 1.) = Martille pre	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	000	
	におい識別装置	同同	300円	を
	NCフライス盤	同	2,100円	

3,410円を加算

<u> </u>	艾30年:	3月30日	金曜日	公		報			(号外第9-	号)
							する。			
F										
	蛍光	X線場	長置による分析	 1試料につ	き	4, 940F	 □前処理を要`	する		
	赤外	分光光	光度計による分析	同		4, 970円	しものについ	いて		
	ガス	クロマ	アトグラフ質量分	同		3, 070円	は、簡易な	前処		
	析計	による	5分析				理を行う場合	合は		
	質量	分析計	けによる分析	同		9, 520円	1 1,760円、	一般		
							的な前処理	を行	に、	
							う場合は2,	570		
							円、複雑な	前処		
							理を行う場			
							3,410円を	加算		
							する。			
4.							- 4]	
· [1									1
			発光分光装置に		1万	成分につき	2, 330円		理を要する	1
e e		分析	X線マイクロア	ナライザー	-	同	9, 460円		について	
			による分析						簡易な前処	1
			高周波プラズマ	発光分析装		同	3,660円		行う場合は	1
			置による分析		-				50円、一般	1
			誘導結合プラズ	マ質量分析		同	3,020円	1	前処理を行	1
			計による分析					う場 	合は2,570	

原子吸光光度計による分析 3,650円 円、複雑な前処 同 イオンクロマトグラフによ 3,260円 理を行う場合は 同 3,410円を加算 る分析 容量法による分析 3,820円 する。 同 重量法による分析 3,820円 同 容量法及び重量法の組合せ 同 6, 140円 による分析 水の有機炭素濃度測定 1試料につき 2,930円 比色法による分析 1成分につき 3,340円 ガスクロマトグラフによる 同 5,060円 分析 ガスクロマトグラフ質量分 同 5, 350円 析計による分析 液体クロマトグラフによる 同 5,490円 分析 水分測定 1試料につき 2, 930円

公

	<u> </u>			
	灰分測定	同	2,900円	
,	塩分測定	同	2,890円	
	総酸測定	同	2,890円	
	たんぱく質測定	同	3, 190円	
	還元糖測定	同	3, 170円	
	全糖測定	同	3, 170円	
	脂質測定	同	4, 490円	
	食物繊維測定	同	7,940円	
	自動ボンベ熱量計による熱	同	3,530円	
	量測定			
	強熱減量測定	同	2, 590円	
	pH測定	同	1, 280円	
			•	
	炭水化物算出	1試料につき	1,050円	炭水化物の算出
				には、水分、灰
				分、たんぱく質
				及び脂質の測定
				結果が必要であ
				る。

を

	定量	誘導結合プラズマ質量分析	1成分につき	3, 020円	前処理を要する
	分析	計による分析			ものについて
		原子吸光光度計による分析	同	3,650円	は、簡易な前処
		イオンクロマトグラフによ	同	3, 260円	理を行う場合は
		る分析			1,760円、一般
		容量法による分析	同	3,820円	的な前処理を行
		重量法による分析	同	3,820円	う場合は2,570
		容量法及び重量法の組合せ	同	6, 140円	円、複雑な前処
		による分析			理を行う場合は
		水の有機炭素濃度測定	1試料につき	2,930円	3,410円を加算
		比色法による分析	1.成分につき	3, 340円	する。
		ガスクロマトグラフによる	同	5,060円	
		分析			
		ガスクロマトグラフ質量分	同	5, 350円	
		析計による分析			
		液体クロマトグラフによる	同	5, 490円	
,		分析			
		水分測定	1試料につき	2, 930円	

	平成30年3月	30日	金曜日 公	報		(号外第9号)
			灰分測定 塩分測定 総酸測定 還元糖測定 全糖測定 強熱減量測定 p H測定	同同同同同同同	2, 900円 2, 890円 2, 890円 3, 170円 3, 170円 2, 590円 1, 280円	
	に、					
			ショア硬さ試験 無機材料の圧縮試験	同	1, 070円 950円	
	を 「 		無機材料の圧縮試験	同	950円	
	亿、					*. *. *. *. *. *. *. *. *. *. *. *. *. *
			光沢度測定 色差測定	同同	1, 880円 1, 880円	
	を			* *		
-			色差測定	同	1,880円	
	K.					
	1	式験			2, 020円	
-			酒類用振動式密度計による アルコール度数測定 屈折計による糖度測定	同同同	780円	
			一般生菌数測定 大腸菌群測定	同同	3, 380円 3, 380円	

を

食品	酒類用振動式密度計による	1試料につき	780円	前処理を要する
試験	アルコール度数測定			ものについて
	屈折計による糖度測定	同	2,020円	は、簡易な前処
	一般生菌数測定	同	3, 380円	理を行う場合は
	大腸菌群測定	同	3, 380円	1,760円、一般
			*	的な前処理を行
		e g s ⁸ s		う場合は2,570
				円、複雑な前処
				理を行う場合は
				3,410円を加算
				する。
	1			,

に改め、同表畜産研究センター手数料の項中「2,410円」を「3,610円」に改める。 別表第3汚染土壌処理業変更許可申請手数料の項の次に次のように加える。

汚染土壌処理業の譲 渡及び譲受の承認申 請手数料	土壌汚染対策法第27条の2第1項の規 定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲 受の承認の申請に対する審査	1件につき70,000円
汚染土壌処理業者で ある法人の合併又は 分割の承認申請手数 料	土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	1件につき70,000円
汚染土壌処理業の相 続の承認申請手数料	土壌汚染対策法第27条の4第1項の規 定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認 の申請に対する審査	1件につき70,000円

別表第3一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可申請手数料の項の次に次のように加える。

2以上の事業者によ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第	1件につき147,000
る産業廃棄物の処理	12条の7第1項の規定に基づく2以上の	円
に係る特例認定申請	事業者による産業廃棄物の処理に係る特	
手数料	例の認定の申請に対する審査	

2以上の事業者によ 更認定申請手数料

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 件につき134,000 る産業廃棄物の処理 12条の7第7項の規定に基づく2以上の円 に係る特例認定の変|事業者による産業廃棄物の処理に係る特 例の認定に係る事項の変更の認定の申請 に対する審査

別表第3破砕業変更許可申請手数料の項中「75,000円」を「67,000円」に改め、同表医 療機器又は体外診断用医薬品の承認申請時適合性調査申請手数料の項を削り、同表河川区 域等を除く区域に係る砂利採取計画認可申請手数料の項及び河川区域等の区域に係る砂利 採取計画認可申請手数料の項中「37,700円」を「33,900円」に改め、同表河川区域等を除 く区域に係る砂利採取計画変更認可申請手数料の項及び河川区域等の区域に係る砂利採取 計画変更認可申請手数料の項中「17,000円」を「15,000円」に改める。

附則

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日 以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお 従前の例による。

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をこ こに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第8号

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部 を改正する条例

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年沖縄県条例第59

号)の一部を次のように改正する。

別表第1中8の項を9の項とし、5の項から7の項までを1項ずつ繰り下げ、4の項の次に次のように加える。

5 知事 ウイルス性肝炎の患者に対する治療のための医療費の助成に 関する事務であって規則で定めるもの

別表第3中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を6の項とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部 を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第9号

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成7年沖縄県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第142条第1項第3号」の次に「及び第4号」を加える。

第5条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条中「(沖縄県知事の選挙における候補者に限る。)」を削る。

第10条中「第142条第1項第3号」の次に「又は第4号」を加え、同条第1号中「7円3 0銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「36万5,000円と4円88銭」を「37万5,500円 と5円2銭」に改める。

第11条中「第142条第1項第3号」の次に「又は第4号」を加え、「同号」を「これら

の号」に改める。

第14条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同条第2号中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定、第8条の改正規定、第10条の改正規定(同条第1号及び第2号の改正規定を除く。)及び第11条の改正規定は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第5条第2号、第10条第1号及び第2号並びに第14条の規定 は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される沖縄県議会議員及び沖縄県知事の 選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従 前の例による。
- 3 この条例による改正後の第2条第3項、第8条、第10条(同条第1号及び第2号の規定を除く。)及び第11条の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にその期日を告示される沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第10号

沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例

沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項に次の2号を加える。

(3) 土地の造成を伴う事業であって、その施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの (前2号に掲げるものを除く。)

(4) 土地の造成を伴う事業のうち、その全部又は一部が特別配慮地域内において行われるものであって施行区域の面積が10ヘクタール以上のもの(前3号に掲げるものを除く。)

第4条第2項第1号中「第2条第2項第1号及び第2号」を「第2条第2項各号」に改める。

第29条第1項中「特別の事業」を「特別の事情」に改める。

第49条第2項の表第36条第1号の項中「、第2号、第3号及び第7号」を「から第3号まで」に改める。

第60条の見出しを「(適用除外)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第29条第1項及び第49条第2 項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第2条 第2項第3号及び第4号に掲げる事業(以下「新対象事業」という。)に係る事業者と なるべき者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において新条例第3 章から第5章までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。
- 3 前項の規定により行われた手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。
- 4 この条例の施行により新対象事業に該当することとなる事業であって、次に掲げるもの(施行日以後にその内容を変更せず、又は事業規模の縮小その他の規則で定める軽微な変更のみをして実施されるものに限る。)については、新条例第3章から第12章までの規定は、適用しない。
 - (1) 施行日前に新条例第31条に規定する許認可等が与えられ、又は同条に規定する特定 届出がなされた事業
 - (2) 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項第1号の補助金若しくは同項第2号の負担金の交付の決定がなされた事業又は県が交付する補助金若しくは負担金の交付の決定がなされた事業

- (3) 前2号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法(昭和43年法律第100号)第17 条第1項の規定による公告が行われた事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施行日から起算して6月を経過する日までに実施されるもの
- 5 前項各号に掲げる事業に該当する事業であって、施行日以後の内容の変更(環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。)により新対象事業に該当するものとして実施されるものについては、新条例第3章から第12章までの規定は、適用しない。
- 6 新条例第60条の規定は、施行日以後に新条例第24条の規定による公告又は新条例第27条第3項(新条例第29条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第29条第3項において読み替えて準用する新条例第27条第1項に規定する公告が行われる事業について適用し、その他の事業に係る環境影響評価その他の手続については、なお従前の例による。

沖縄県環境保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第11号

沖縄県環境保全基金条例の一部を改正する条例

沖縄県環境保全基金条例(平成2年沖縄県条例第2号)の一部を次のように改正する。 第2条に次の1項を加える。

4 第6条の規定により処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(処分)

第6条 基金は、第4条各号に掲げる事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに 公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第12号

沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を 定める条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 人員に関する基準(第4条)
- 第3章 施設及び設備に関する基準(第5条・第6条)
- 第4章 運営に関する基準 (第7条-第42条)
- 第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設及び設備並びに運営に関する基準
 - 第1節 この章の趣旨及び基本方針(第43条・第44条)
 - 第2節 施設及び設備に関する基準 (第45条・第46条)
 - 第3節 運営に関する基準 (第47条-第54条)
- 第6章 雑則 (第55条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条 第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に 関する基準を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 療養床 療養室のうち、入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう。

- (2) I 型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であって、 重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるための ものをいう。
- (3) Ⅱ型療養床 療養床のうち、Ⅰ型療養床以外のものをいう。
- 2 前項に掲げるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

- 第3条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
- 2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療 院サービスの提供に努めなければならない。
- 3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した 運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、居宅介護支援事業者(居宅介護支 援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う 者をいう。第44条第2項において同じ。)、他の介護保険施設その他の保健医療サービ ス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

- 第4条 介護医療院に置くべき従業者の員数は、法第111条第2項の厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、次に掲げる従業者の区分に応じ、規則で定めるものとする。
 - (1) 薬剤師
 - (2) 看護師又は准看護師(第12条において「看護職員」という。)
 - (3) 介護職員
 - (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
 - (5) 栄養士
 - (6) 介護支援専門員
 - (7) 診療放射線技師

- (8) 調理員、事務員その他の従業者
- 2 前項に規定するもののほか、介護医療院の従業者に関し必要な事項は規則で定める。

第3章 施設及び設備に関する基準

(施設)

- 第5条 介護医療院は、法第111条第1項の厚生労働省令で定めるところにより療養室、 診察室、処置室及び機能訓練室を有するほか、次に掲げる施設を規則に定める基準によ り有しなければならない。
 - (1) 談話室
 - (2) 食堂
 - (3) 浴室
 - (4) レクリエーション・ルーム
 - (5) 洗面所
 - (6) 便所
 - (7) サービス・ステーション
 - (8) 調理室
 - (9) 洗濯室又は洗濯場
 - (10) 汚物処理室
- 2 前項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(構造設備の基準)

- 第6条 介護医療院の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この条及び第46条において同じ。)でなければならない。ただし、規則で定める介護医療院の建物の場合は、準耐火建築物(建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下この条及び第46条において同じ。)とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する 者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確 保されていると認めた介護医療院の建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とする ことを要しない。

3 前2項に規定するもののほか、介護医療院の構造設備の基準は、規則で定める。

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、文書の交付以外の規則で定める方法によることができる。

(提供拒否の禁止)

第8条 介護医療院は、正当な理由がなく、介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第10条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。
- 2 介護医療院は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認 定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するように努めなければならな い。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第11条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、 入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 介護医療院は、入所者が受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならな

170

(入退所)

- 第12条 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に照らし、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。
- 2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を控除した数を超えている場合は、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。
- 3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、当該申込者に係る居宅介護支援事業者 に対する照会等により、当該申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等 の利用状況その他必要な事項の把握に努めなければならない。
- 4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者間で定期的に協議するとともに、その内容等を記録しなければならない。
- 5 介護医療院は、入所者の退所に際しては、当該入所者又はその家族に対し、適切に指導するとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第13条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の 種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなけれ ばならない。
- 2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第14条 介護医療院は、法定代理受領サービス(法第48条第4項の規定により施設介護 サービス費(同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項において同 じ。)が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に 係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。)に該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該介護医療院サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。次項において「施設サービス費用基準額」という。)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際 に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な 差額が生じないようにしなければならない。
- 3 介護医療院は、入所者から前2項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の 支払を受けることができる。
- 4 介護医療院は、前項に規定する費用の額に係る介護医療院サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該介護医療院サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用については、文書による同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、当該介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付しなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

- 第16条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化 の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じ、療養を適切に行わせなければ ならない。
- 2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、画一的なものとならないよう配 慮して行われなければならない。
- 3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入所者又はその家 族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなけれ ばならない。
- 4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者

等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

- 5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。
- 7 介護医療院は、その提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を 図らなければならない。この場合において、評価については、第三者による評価を受け るよう努めなければならない。

(施設サービス計画の作成)

- 第17条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務 を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下この条及び第28条において「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(次項及び第9項において「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を考慮して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。第11項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその 家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス 計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定めるところにより行わなければならない。
- 11 計画担当介護支援専門員は、規則で定める場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について 準用する。

(診療の方針)

- **第18条** 医師の診療の方針は、次に掲げるところによらなければならない。
 - (1) 一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上必要な診療を行うこと。
 - (2) 常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、当該入所者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行うこと。
 - (3) 常に入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者 又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
 - (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行うこと。

- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、規則で定めるもののほか行わないこと。
- (6) 規則で定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年 法律第145号)第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象と される薬物を使用する場合は、この限りでない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

- 第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状から当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院(当該介護医療院との間で、入所者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている病院をいう。以下同じ。)その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。
- 2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。
- 3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所 に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の 診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。
- 4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院 した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の 提供を受け、当該情報に基づき適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第20条 介護医療院は、入所者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助ける ため、理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行わなければな らない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきするとともに、入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取

り替えなければならない。

- 3 介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防 するための体制を整備しなければならない。
- 4 介護医療院は、前3項に規定するもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 5 介護医療院は、入所者に対し、当該入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以 外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

- 第22条 介護医療院は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を 適切な時間に提供しなければならない。
- 2 介護医療院は、入所者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で食事を行わせるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第23条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

- **第24条** 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。
- 2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交 流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

- 第25条 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに 該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
 - (1) 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、 要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (管理者による管理)
- 第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障がない場合は、規則で定める職務に

従事することができる。

(管理者の責務)

- 第27条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 介護医療院の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を 行うものとする。
- 3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあっては、この限りでない。

(計画担当介護支援専門員の業務)

第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、規則で定める業務を 行うものとする。

(運営規程)

- 第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程 (第35条 において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。
 - (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 入所定員(I型療養床に係る入所定員の数、II型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。)
 - (4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (6) 非常災害対策
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 第30条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなけれ ばならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限り でない。
- 3 介護医療院は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 介護医療院は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第31条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第32条 介護医療院は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への 通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避 難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 2 介護医療院は、非常災害に備えるため、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

- 第33条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力病院等)

- **第34条** 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力病院を 定めておかなければならない。
- 2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該介護医療院との間で、入所者が 歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。)を定 めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要及び従業者の 勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項 を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第36条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその 家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者 又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供する際に は、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得なければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第37条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護認定を受けている被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所 者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 (苦情処理)
- 第38条 介護医療院は、入所者及びその家族からの介護医療院サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第23条の規定による市町村が 行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若し くは照会に応じるとともに、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当 該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行 わなければならない。この場合において、市町村からの求めがあったときは、当該改善 の内容を報告しなければならない。
- 4 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項において同じ。)が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

- 第39条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域 との交流を図らなければならない。
- 2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者 からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が行う相談及び援助の事業その他の市町村 が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- **第40条** 介護医療院は、事故の発生又は再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。
- 2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第42条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する記録を整備しなければならない。
- 2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する規則で定める事項 について記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - 第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設及び設備並びに運営に関する 基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第43条 第3条、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院(施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第49条において同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。)の基本

方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

- 第44条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
- 2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 施設及び設備に関する基準

(施設)

- 第45条 ユニット型介護医療院は、法第111条第1項の厚生労働省令で定めるところにより診察室、処置室及び機能訓練室を有するほか、次に掲げる施設を規則で定める基準により有しなければならない。
 - (1) ユニット (療養室を除く。)
 - (2) 浴室
 - (3) サービス・ステーション
 - (4) 調理室
 - (5) 洗濯室又は洗濯場
 - (6) 汚物処理室
- 2 前項第2号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(構造設備の基準)

第46条 ユニット型介護医療院の建物 (入居者の療養生活のために使用しない附属の建物 を除く。以下この条において同じ。) は、耐火建築物でなければならない。ただし、規 則で定めるユニット型介護医療院の建物の場合は、準耐火建築物とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたユニット型介護医療院の建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 前2項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の構造設備の基準は、規則で定める。

第3節 運営に関する基準

(介護医療院サービスの取扱方針)

- 第47条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び 生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス 計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居 者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を 営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければなら ない。
- 4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入居者 又はその家族に対し、当該介護医療院サービスの提供の方法その他必要な事項につい て、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は 他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束 等を行ってはならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。
- 9 ユニット型介護医療院は、その提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常に

その改善を図らなければならない。この場合において、評価については、第三者による 評価を受けるよう努めなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第48条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、 病状、置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が心身の状況、 病状、置かれている環境等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しな ければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営む ことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならな い。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代 えることができる。
- 4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替 え、整容その他日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

- 第49条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。
- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、症状、置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供する とともに、入居者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができ るよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、入居者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

- 第50条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動 の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。
- 2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその 家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

- **第51条** ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 入居定員(I型療養床に係る入居定員の数、II型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。)
 - (4) ユニットの数及びユニットの入居定員
 - (5) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (7) 非常災害対策
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 第52条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供する ことができるよう従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送る ことができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮し、規則で定める従業者の 配置を行わなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院 サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提 供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型介護医療院は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければな

らない。

5 ユニット型介護医療院は、研修を受講する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整 えるよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第53条 ユニット型介護医療院は、各ユニットの入居定員及び療養室の定員を超えて入居 させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この 限りでない。

(準用)

第54条 第7条から第15条まで、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条中「介護医療院は」とあるのは「ユニット型介護医療院は」と、同条第1項中「介護医療院に」とあるのは「ユニット型介護医療院に」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(規則への委任)

第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第13号

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する 条例 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例(平成18年沖縄県条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項から17の項までを2項ずつ繰り上げ、18の項を削り、19の項を16の項とし、20の項から22の項までを3項ずつ繰り上げ、23の項の前に次のように加える。

20 法第107条第1項の規定による 介護医療院の開設の許可の申請を しようとする者	 63, 000円
21 法第108条第1項の規定による 介護医療院の開設許可の更新の申 請をしようとする者	17, 000円

別表中23の項を削り、24の項を22の項とし、25の項から27の項までを2項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

26 健康保険法等の一部を改正する	指定介護療養型医療施設指定	17, 000円
法律(平成18年法律第83号)附則		
第130条の2第1項の規定により		·
なおその効力を有するものとされ		
た同法第26条の規定による改正前		
の法第107条の2第1項の規定に		
よる指定介護療養型医療施設の指		
定の更新の申請をしようとする者		

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第14号

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第79号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。 第17条に次の1項を加える。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第15号

沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県 条例第80号)の一部を次のように改正する。

第8条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第13条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第23条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第23条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が 生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第2号に掲げる医師との連携 方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第35条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第37条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第45条第6項中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第16号

沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例

沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第81号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。 第18条に次の1項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部 を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第17号

沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等 を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年沖縄県条例第82号)の一部を次のように改正する。

第7条中「、文書の交付又は規則で定める方法により明示して説明し」を「記した文書を交付して説明を行い」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合にあっては、文書の交付以外の規則で定める方法によることができる。

第9条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第14条第3項中「前2項により、入所者から」を「入所者から前2項の」に改める。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第25条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第51条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第54条中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第18号

沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成24年沖縄県条例第83号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「以外の介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第5条第1項ただし書中「病院又は診療所に併設」を「介護医療院又は病院若しくは診療所に併設」に、「病院又は診療所の施設」を「介護医療院又は病院若しくは診療所の施設」に、「当該病院又は診療所」を「当該介護医療院の入所者又は病院若しくは診療所」に改める。

第7条中「、文書の交付又は規則で定める方法により明示して説明し」を「記した文書を交付して説明を行い」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合にあっては、文書の交付以外の規則で定める方法によることができる。

第14条第3項中「前2項により、入所者から」を「入所者から前2項の」に改める。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第45条第1項ただし書中「病院又は診療所の施設」を「介護医療院又は病院若しくは診療所の施設」に、「当該病院又は診療所」を「当該介護医療院の入居者又は病院若しくは診療所」に改める。

第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第54条中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第19号

沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24年沖縄県条例第84号)の一部を次のように改正する。

第7条中「、文書の交付又は規則で定める方法により明示して説明し」を「記した文書を交付して説明を行い」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合にあっては、文書の交付以外の規則で定める方法によることができる。

第14条第3項中「前2項により入院患者から」を「入院患者から前2項の」に改める。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を 講じなければならない。

第45条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第52条中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の 一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第20号

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年沖縄県条例第23号)の一部を次のように改正する。

「第5節 目次中「第5節 基準該当居宅サービスに関する基準(第43条―第47条)」を 第6節

共生型居宅サービスに関する基準 (第42条の2・第42条の3) に、「第5節 削除」 基準該当居宅サービスに関する基準 (第43条一第47条)

を「第5節 共生型居宅サービスに関する基準(第114条—第131条)」に、「第6節 基 「第6節 共生型居宅サービ 準該当居宅サービスに関する基準(第182条—第188条)」を 第7節 基準該当居宅サー

スに関する基準 (第181条の2・第181条の3) に改める。 ビスに関する基準 (第182条-第188条) 第1条中「第70条第2項第1号」の次に「、第72条の2第1項各号」を加える。 第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定 を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第11条中「居宅介護支援事業者(」の次に「法第8条第24項に規定する」を加える。

第14条中「沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年沖縄県条例第68号)第18条第9号」を「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下この条及び第36条の2において「指定居宅介護支援等基準」という。)第13条第9号」に改める。

第15条第1項中「提供する者」の次に「(以下「居宅介護支援事業者等」という。)」を加える。

第36条の次に次の1条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第36条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第42条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス(次条において「共生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第29号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。)に係る指定障害福祉サービス(沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第28号。第181条の2において「指定障害児入所施設等基準条例」という。)第24条に規定する指定障害福祉サービスをいう。)の

事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定めるものとする。

(準用)

第42条の3 第5条、第7条及び前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。

第59条中「及び第32条から」を「、第32条から第36条まで及び第37条から」に改める。 第63条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第65条第4項中「第171条第10項」を「第171条第14項」に改める。

第69条第1項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第79条中「第41条まで」を「第36条まで、第37条から第41条まで」に改める。

第81条第1項を次のように改める。

指定訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき指定訪問リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下この項において「訪問リハビリテーション従業者」という。)の員数は、次に掲げる訪問リハビリテーション従業者の区分に応じ、規則で定めるものとする。

- (1) 医師
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

第82条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第90条中「、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)」を削る。

第91条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第92条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第95条第1項第1号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第3項を削る。

第96条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第113条中「第39条まで」を「第36条まで、第37条から第39条まで」に改める。 第7章第5節を次のように改める。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第114条 通所介護に係る共生型居宅サービス(次条において「共生型通所介護」とい う。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項 に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障 害福祉サービス基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者を いう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス基準条例第153条 に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(沖 縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25 年沖縄県条例第27号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。)第6条 第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(沖縄県障 害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年沖縄県条例第 31号) 第88条第3項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。) を 通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第5条に規定する指 定児童発達支援をいう。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス 事業者(指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業 者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービ ス(指定通所支援基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提 供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定めるものとす る。

(準用)

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節(第113条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第107条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業

者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項及び第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第116条から第131条まで 削除

第135条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第138条第1項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第142条第1項中「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第150条第2項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第153条第2項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第168条中「第41条まで」を「第36条まで、第37条から第41条まで」に改める。

第188条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第9章中第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

第6節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第181条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(次条において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス基準条例第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(指定障害児入所施設等基準条例第5条第3項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害福祉サービス基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定めるものとする。

(準用)

第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34

条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節(第168条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第164条に規定する運営規程をいう。第152条において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「理営規程」と、第152条、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第190条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護事業所 に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養 士

第191条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 第192条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。 第202条に次の1号を加える。
- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 第207条第1項に次の1号を加える。
- (5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 第215条第1号中「に関するものを除く。)」を削り、同条に次の1号を加える。
- (3) ユニット型介護医療院(沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年沖縄県条例第12号)第43条に規定するユニット型介護 医療院をいう。)であるユニット型指定短期入所療養介護事業所

第226条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第237条中「第41条まで」を「第36条まで、第37条から第41条まで」に改める。 第238条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。 第248条中「第41条まで」を「第36条まで、第37条から第41条まで」に改める。

第255条第1号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の 1号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとすること。

第256条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第263条中「第35条から第41条まで」を「第35条、第36条、第37条から第41条まで」に 改める。

第265条中「第35条から第37条まで」を「第35条、第36条、第37条」に改める。

第276条中「第35条から第41条まで」を「第35条、第36条、第37条から第41条まで」に 改め、「「利用者」と」の次に「、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。

附則に次の2項を加える。

- 17 第218条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行って指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)の機能訓練指導員にあっては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。
- 18 第220条及び第242条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する 診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日ま での間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型 指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは

診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇 が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便 所、食堂を置かないことができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第255条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下この項において「旧指定居宅サービス等基準条例」という。)第90条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。)が行うものについては、旧指定居宅サービス等基準条例第90条から第92条まで及び第95条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第21号

沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年

沖縄県条例第24号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第166条—第172条)」を「第7節 共生型介護予防サービスに関する基準(第165条の2・第165条の3) に改め 第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第166条—第172条) 」

第1条中「第115条の2第2項第1号」の次に「、第115条の2の2第1項各号」を加える。

第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項 本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第80条第1項を次のように改める。

指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。)が当該事業を行う事業所(次条において「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次に掲げる指定介護予防訪問リハビリテーション従業者の区分に応じ、規則で定めるものとする。

- (1) 医師
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

第81条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に 改める。

第88条中「、看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下 この章において同じ。)」を削る。

第89条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第90条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第92条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第96条第3項を削る。

第119条第1項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第132条第2項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9章中第7節を第8節とし、第6節の次に次の1節を加える。

第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第165条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス(次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第29号。以下この条において「指定障害福祉サービス基準条例」という。)第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第28号)第5条第3項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害福祉サービス基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定めるものとする。

(準用)

- 第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条及び第131条並びに第4節(第143条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。
 - 第174条第1項に次の1号を加える。
 - (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 当該指定介護予防短期入

所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

第175条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所
- 第176条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。
- 第180条に次の1号を加える。
- (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 第192条第1項に次の1号を加える。
- (5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所

第196条第1号中「ユニット型介護老人保健施設」の次に「(沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第83号)第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。)」を加え、同条第2号中「ユニット型指定介護療養型医療施設」の次に「(沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第84号)第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。)」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院(沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年沖縄県条例第12号)第43条に規定するユニット型介護 医療院をいう。)であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 第212条に次の1項を加える。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、 規則で定める措置を講じなければならない。

第251条第1号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の 1号を加える。

(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとすること。

第252条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の2項を加える。

15 第204条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転

換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)の機能訓練指導員にあっては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

16 第206条及び第230条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第251条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下この項において「旧介護予防サービス等基準条例」という。)第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護

師をいう。)が行うものについては、旧介護予防サービス等基準条例第88条から第90条 まで及び第96条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第22号

沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を 定める条例を廃止する条例

沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年沖縄県条例第68号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。